

検討に当たっての基本的な考え方（素案）

（２）活性化のあり方

①今後の公園の管理運営のあり方

利用者からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

【今後の公園の管理運営方針の設定（例）】

	協議の場が未設置	協議の場が設置済
例	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い関係者（県民、NPO、行政、Park-PFI 事業者等）が参画する管理運営協議会等の立上げ ○公園ボランティア活動の見える化への取組み（活動募集手法の拡充や活動をPRする仕組みの検討） ○公園利用者側からの提案型企画を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示） 	<ul style="list-style-type: none"> ○より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討 ○公園ボランティア活動の見える化への取組み（活動募集手法の拡充や活動をPRする仕組みの検討） ○公園利用者側からの提案型企画を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）

※管理運営協議会は「要望の場」ではなく「連携のアイデアを出す場」。

②Park-PFI など新たなパークマネジメントの導入の進め方

事業者向け事業可能性調査（サウンディング調査）の実施前後において県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。

※新たな施設整備は、各公園で作成した「ゾーニング図」を元に、保全ゾーン以外のエリアでの実施を条件とする。

【事業者公募までの進め方（例）】

区分	進め方のポイント	具体的手法
事業可能性調査の実施前	(1)都市公園法の枠内で設置可能な施設を明示するなど、事業スキームに関する丁寧な説明を行う	○説明に際し、調査趣旨や制度概要に関する資料を充実 ○記者発表に加え、公園利用者向けのポスター掲示、チラシ配布及びホームページへの掲載等を実施
事業可能性調査の実施後	(2)事業可能性調査の結果を踏まえた事業者公募の方針について県民への意見聴取を行う。 ※公募要項作成にあたっての参考とする。	○管理運営協議会や公園利用者からの意見聴取 ○意見を参考にした公募要項の作成

③老朽施設の活用のあり方

施設の新設や改廃等の合意形成のルールを設定する。

【施設の利活用に関する合意形成ルールの設定（例）】

区分	施設※の改修、更新	新設、廃止、施設※機能の大幅な変更
管理運営協議会への事前報告	○	○
HP等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※上下水道、電気通信などのインフラを除く。